

# 衛生推進者養成講習 案内書

## 法律根拠

- ・労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は**衛生推進者**を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。
- ・衛生推進者の資格要件には、安全衛生の実務経験年数が学歴により指定されていますが、本協会の講習を修了した者にも資格要件が与えられます。実際に職務遂行する上では、本講習を受けられ実務に携わられることを推奨致します。

### 【安全衛生推進者の選任義務業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

### 【衛生推進者の選任義務業種】

#### 上記以外の事業場

例)銀行業、証券業、生保・損保担当の核店舗、企業本社、団体、映画遊劇業、教育研究業等

### 【厚生労働省ガイドライン】

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業（法定選任義務を除く）、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。

## 申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から（土日祝祭日の場合は翌日）です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の（公社）愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。（現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい）
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

## 受講資格

- ・特になし

## 講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
作業環境管理及び作業管理	2時間	労働衛生教育	1時間
健康の保持増進対策	1時間	労働衛生関係法令	1時間
（合計 5時間）… 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

## 受講料

単位:円

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
6,600	1,100	7,700

- ・キャンセルは、前日まで（土日祝祭日の場合は前日）に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

## 修了証

- ・全科目受講された方に、（公社）愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。